

# さとう記念病院訪問看護ステーション 料金表 < 介護保険 >

令和8年6月1日改定

## ①基本利用料金

サービス	利用時間（通常時間帯）	基本料金		
		要支援	要介護	
看護	20分未満	303円	314円	※夜間・早朝は基本料金の25%加算、 深夜は基本料金の50%加算 させていただきます。
	30分未満	451円	471円	
	30分以上60分未満	794円	823円	
	60分以上90分未満	1,090円	1,128円	
リハビリ	20分×1回	284円	294円	※リハビリ 20分×3回の場合 要支援 20分×1回 142円に減算 要介護 20分×1回 265円に減算
	20分×2回	568円	588円	
	※20分×3回	426円	795円	

項目	料金	説明
サービス提供体制強化加算 I 1 (訪問毎)	6円	看護師の勤続年数7年以上の割合が30%以上の場合
看護体制強化加算 (月1回)	①200円 ②100円	医療ニーズが高い方への体制を強化している場合 ①要介護 ②要支援
介護職員等処遇改善加算 (月1回)	—	サービス費合計金額に1.8%を掛けた金額

## ②加算料金 (利用者様の状況や事業所の体制により、以下の料金が追加となります)

項目	料金	説明
初回加算口	①350円 ②300円	新規利用時・過去2ヶ月以内に利用がない場合に、 新規に訪問看護計画書を作成した場合 ①退院日・退所日に訪問 ②退院日・退所日の翌日以降に訪問
退院時共同指導加算	600円	入院・入所中に病院等と共同で、在宅での療養上 必要な指導を行い、その内容を文書等で提供した場合
緊急時訪問看護加算 II 1 (月1回)	574円	24時間の連絡、必要に応じ緊急時の訪問を 行う体制をとる場合
特別管理加算 I (月1回)	500円	・在宅悪性腫瘍患者等指導管理、 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算 II (月1回)	250円	☆在宅酸素療法指導管理等を受けている状態 ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要がある状態
口腔連携強化加算 (月1回)	50円	口腔の健康状態の評価を歯科医療機関及び 介護支援専門員に対し情報提供した場合

②加算料金 (続き)

項目	料金	説明
長時間訪問看護加算 (訪問毎)	300円	1時間30分以上の訪問の場合 ※特別管理加算対象者
複数名訪問看護加算 (訪問毎)	①254円 ②402円	同時に複数の看護師等との訪問する場合 ①30分未満 ②30分以上
看護・介護職員連携加算 (月1回)	250円	訪問介護職員等に、たんの吸引等の計画書や報告書の作成および緊急時等の対応について助言を行う場合
ターミナルケア加算	2,500円	死亡日および死亡日前14日以内に2日以上 ターミナルケアを行った場合

【有償サービス】

エンゼルケア	15,000円	自宅でお亡くなりになられた場合の 身支度などをさせていただきます
--------	---------	-------------------------------------

注1. 介護保険給付対象となる項目については、1割負担の額を記載しています。

注2. ☆印は、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態

注3. 交通費：実施区域外の場合は一律500円をいただきます。

# さとう記念病院訪問看護ステーション 料金表 < 医療保険 >

令和8年6月1日改定

## ①基本利用料金 <看護・リハビリ>

項目	料金	内容
訪問看護基本療養費 (I) (1日)	①555円 ②655円	訪問看護を行った場合 ①週3日目まで ②週4日目以降 ※看護のみ ・厚生労働大臣が定める疾病等の利用者 ・特別訪問看護指示書交付を受けた者
訪問看護管理療養費 (1日)	①771円 ②301円	安全な提供体制が整備され、訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合 ①月の初回訪問日 ②2日目以降
訪問看護物価対応料1 (1日)	①6円 ②2円	物価上昇に対応し、安定して質の高い訪問看護サービスを継続して提供するため ①月の初回訪問日 ②2日目以降
訪問看護ベースアップ評価料(I) (月1回)	183円	職員の賃金の改善を図る体制にある場合
訪問看護医療DX情報活用加算 (月1回)	5円	電子資格確認で、診療情報を取得等し計画的な管理を行った場合

## ②加算料金

項目	料金	内容
退院時共同指導加算	800円	入院・入所中に病院等と共同で、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書等で提供した場合
特別管理指導加算	200円	特別管理加算対象者である場合、退院時共同指導加算と一緒に算定
退院支援指導加算	①600円 ②840円	厚生労働大臣が定める者・退院日に訪問が必要な方 ①退院日に看護が訪問し療養上の指導を行った場合 ②上記かつ、90分を超えた場合
24時間対応体制加算 (月1回)	652円	24時間の連絡、必要に応じ緊急時の訪問を行う体制をとる場合
特別管理加算① (月1回)	500円	・在宅悪性腫瘍患者等指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算② (月1回)	250円	☆在宅酸素療法指導管理等を受けている状態 ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要がある状態

②加算料金 続き

項目	料金	内容
難病等複数回訪問加算（訪問毎）	①450円 ②800円	厚生労働大臣が定める疾病等、特別訪問看護指示期間 ① 1日2回訪問の場合 ② 1日3回以上訪問の場合
夜間・早朝訪問看護加算	210円	夜間（18時～22時） 早朝（6時～8時）
深夜訪問看護加算	420円	深夜（22時～6時）＊1日にそれぞれ1回ずつを限度
長時間訪問看護加算（訪問毎）	520円	1回の訪問が90分を超えた場合 ・特別管理加算対象者（週1回まで） ・特別訪問看護指示書の対象者（週1回まで） ・15歳未満の超重症児または準超重症児(週3回まで) ・15歳未満の小児で特別管理加算対象者(週3回まで)
乳幼児加算（訪問毎）	①140円 ②180円	①6歳未満の利用者 ②上記かつ、厚生労働大臣が定める者に該当する場合
訪問看護情報提供療養費 （月1回）	150円	文書により情報提供した場合 1 市町村等からの求めに応じて 2 学校等からの求めに応じて 3 入院・入所時に主治医に情報提供した場合
訪問看護医療情報連携加算 （月1回）	100円	関係職種等とICTを用いて医療・ケアに関わる情報を共有・活用し、計画的な管理を行う場合
緊急訪問看護加算（訪問毎）	①265円 ②200円	病院等の指示で緊急に訪問看護を実施した場合 ①月14日目まで ②月15日目以降
複数名訪問看護加算 （週1回まで）	450円	看護職員が他の看護師と同時に訪問（2人）
看護・介護職員連携強化加算 （月1回）	250円	登録喀痰吸引等事業者等と連携し、喀痰吸引等が円滑に行われるよう必要な支援を行った場合
訪問看護ターミナルケア療養費	①2,500円 ②1,000円	①支援体制を家族に説明し死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問した場合 ②特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定の利用者の場合

<入院中に外泊>

訪問看護基本療養費（Ⅲ）	850円	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている入院患者に訪問看護を行った場合 ※管理療養費は算定なし
--------------	------	--

■有償サービス

エンゼルケア	15,000円	自宅でお亡くなりになられた場合の身支度などをさせていただきます
--------	---------	---------------------------------

(医療保険料金表 続き)

■ 交通費 (健康保険法等に基づいた自己負担額)

距離 (当ステーションから)	料金	(続き)	
2 km未満	-	1 0 km以上～1 5 km未満	500円
2 km以上～5 km未満	200円	1 5 km以上～2 0 km未満	700円
5 km以上～1 0 km未満	300円	2 0 km以上	900円

注1. 健康保険法等に基づき、利用者様それぞれの利用負担額となります。

医療保険給付対象となる項目については、1割負担の額を記載しています。

注2. ☆印は、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態

# さとう記念病院訪問看護ステーション 料金表 < 医療保険 精神科 >

令和8年6月1日改定

## ①基本利用料金 <看護>

項目	料金	内容
精神科訪問看護基本療養費 ( I ) (1日)	①555円 ②425円 ③655円 ④510円	訪問看護を行った場合 ①週3日目まで 30分以上 ②週3日目まで 30分未満 ③週4日目以降 30分以上 ④週4日目以降 30分未満 ※30分未満：医師が認めた場合のみ ※4日目以降：退院後3ヶ月以内 (週5日を限度) 精神科特別指示書の交付を受けた場合
訪問看護管理療養費 (1日)	①771円 ②301円	安全な提供体制が整備され、訪問看護の実施に関する 計画的な管理を継続して行った場合 ①月の初回訪問日 ②2日目以降
訪問看護物価対応料 1 (1日)	①6円 ②2円	物価上昇に対応し、安定して質の高い訪問看護 サービスを継続して提供するため ①月の初回訪問日 ②2日目以降
訪問看護ベースアップ評価料 ( I ) (月1回)	183円	職員の賃金の改善を図る体制にある場合
訪問看護医療DX情報活用加算 (月1回)	5円	電子資格確認で、診療情報を取得等し 計画的な管理を行った場合

## ②加算料金

項目	料金	内容
退院時共同指導加算	800円	入院・入所中に病院等と共同で、在宅での療養上 必要な指導を行い、その内容を文書等で提供した場合
特別管理指導加算	200円	特別管理加算対象者である場合、 退院時共同指導加算と一緒に算定
退院支援指導加算	①600円 ②840円	厚生労働大臣が定める者・退院日に訪問が必要な方 ①退院日に看護が訪問し療養上の指導を行った場合 ②上記かつ、90分を超えた場合
24時間対応体制加算 (月1回)	652円	24時間の連絡、必要に応じ緊急時の訪問を行う 体制をとる場合

②加算料金 続き

項目	料金	内容
特別管理加算①（月1回）	500円	・在宅悪性腫瘍患者等指導管理、 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算②（月1回）	250円	☆在宅酸素療法指導管理等を受けている状態 ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要がある状態
夜間・早朝訪問看護加算	210円	夜間（18時～22時） 早朝（6時～8時）
深夜訪問看護加算	420円	深夜（22時～6時）＊1日にそれぞれ1回ずつを限度
訪問看護情報提供療養費 （月1回）	150円	文書により情報提供した場合 1 市町村等からの求めに応じて 2 学校等からの求めに応じて 3 入院・入所時に主治医に情報提供した場合
長時間精神科訪問看護加算 （訪問毎）	520円	1回の訪問が90分を超えた場合 ・特別管理加算対象者（週1回まで） ・特別訪問看護指示書の対象者（週1回まで） ・15歳未満の超重症児または準超重症児（週3回まで） ・15歳未満の小児で特別管理加算対象者（週3回まで）
訪問看護医療情報連携加算 （月1回）	100円	関係職種等とICTを用いて医療・ケアに関わる情報を 共有・活用し、計画的な管理を行う場合
精神科緊急訪問看護加算 （訪問毎）	①265円 ②200円	病院等の指示で緊急に訪問看護を実施した場合 ①月14日目まで ②月15日目以降
精神科複数回訪問加算（訪問毎）	①450円 ②800円	医療機関で精神科在宅患者支援管理料を算定し、 主治医が複数回訪問が必要と認めた場合 ①1日2回訪問の場合 ②1日3回以上訪問の場合
複数名精神科訪問看護加算 （週1回まで）	①450円 ②900円 ③1450円	看護職員が看護師または作業療法士と訪問（2人） ①1日に1回 ②1日に2回 ③1日に3回以上
看護・介護職員連携強化加算 （月1回）	250円	登録喀痰吸引等事業者等と連携し、喀痰吸引等が 円滑に行われるよう必要な支援を行った場合
精神科重症患者支援管理連携加算	①840円 ②580円	医療機関において精神科在宅患者支援管理料2の 算定対象で医療機関と訪看が連携している場合 ①集中的な支援を必要とする重症患者等の場合 ②重症患者等の場合

②加算料金 続き

項目	料金	内容
訪問看護ターミナルケア療養費	①2,500円 ②1,000円	①支援体制を家族に説明し死亡日及び死亡日前 14日以内に2回以上訪問した場合 ②特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定の 利用者の場合

<入院中に外泊>

精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）	850円	在宅療養に備えて一時的に外泊をしている入院患者に 訪問看護を行った場合 ※管理療養費は算定なし
-----------------	------	--

■有償サービス

エンゼルケア	15,000円	自宅でお亡くなりになられた場合の 身支度などをさせていただきます
--------	---------	-------------------------------------

■ 交通費（健康保険法等に基づいた自己負担額）

距離（当ステーションから）	料金	（続き）	
2 km未満	-	1 0 km以上～1 5 km未満	500円
2 km以上～5 km未満	200円	1 5 km以上～2 0 km未満	700円
5 km以上～1 0 km未満	300円	2 0 km以上	900円

注1. 健康保険法等に基づき、利用者様それぞれの利用負担額となります。

医療保険給付対象となる項目については、1割負担の額を記載しています。

注2. ☆印は、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態